

介護保険最新情報Vol.128「介護保険制度下での訪問介護等に係る医療費控除の取り扱いについて」具体例

介護保険サービスが医療費控除の対象となるかの判断は、月ごとのサービス計画への位置づけに基づきます。

※この資料は厚生労働省に確認した内容を元に作成しました。

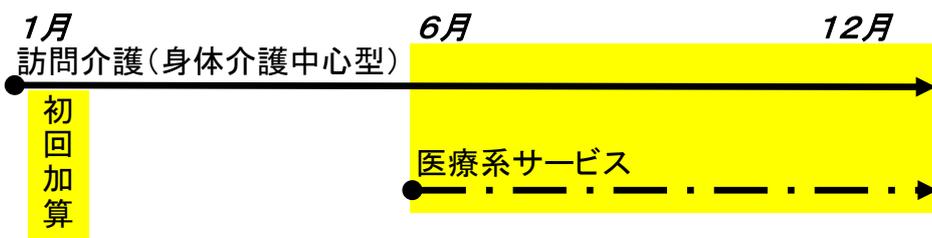
※網掛けの部分に医療費控除の対象となります。

※例の中にある「訪問介護(身体介護中心型)」には、「身体2生活1」といった身体介護中心型に生活援助を加算して算定する場合も含まれます。

「訪問介護(生活援助中心型)」は、「生活援助2」といった生活援助のみの算定を指します。

※例に挙げたサービス以外は利用がないものとします。

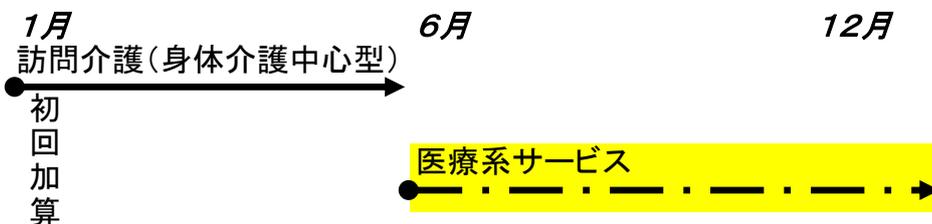
例①訪問介護：身体介護中心型を1月から12月まで利用。1月に初回加算算定。
医療系サービス：6月から12月まで利用。



医療費控除の対象となるサービス

- ・6月から12月までの訪問介護サービス分と医療系サービス
 - ・1月の訪問介護の初回加算分
- 【医療系サービスと同時期に計画に位置づけられていない訪問介護サービス分は、医療費控除の対象とならない。】

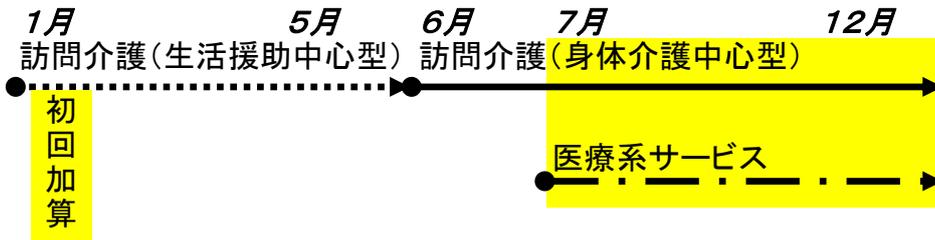
例②訪問介護：身体介護中心型を1月から6月まで利用。1月に初回加算算定。
医療系サービス：6月から12月まで利用。



医療費控除の対象となるサービス

- ・6月から12月までの医療系サービス
- 【医療系サービスと同時期に計画に位置づけられていない訪問介護サービス分は、医療費控除の対象とならない。】

例③訪問介護：生活援助中心型を1月から5月まで利用。
 身体介護中心型を6月から12月まで利用。1月に初回加算算定。
 医療系サービス：7月から12月まで利用。



医療費控除の対象となるサービス

- ・ 7月から12月までの訪問介護サービス分と医療系サービス
 - ・ 1月の訪問介護の初回加算分
- 【訪問介護（生活援助中心型）のサービス分は医療費控除の対象とならない。
 医療系サービスと同時期に計画に位置づけられていないため、6月の訪問介護サービス分は医療費控除の対象とならない。】

例④訪問介護：生活援助中心型を1月から12月まで利用。1月に初回加算算定。
 医療系サービス：6月から12月まで利用。



医療費控除の対象となるサービス

- ・ 6月から12月までの医療系サービス
- 【訪問介護（生活援助中心型）のサービス分は医療費控除の対象とならない。】

例⑤介護予防訪問介護：1月から12月まで利用。1月に初回加算算定。
 医療系サービス：6月から12月まで利用。



医療費控除の対象となるサービス

- ・ 6月から12月までの介護予防訪問介護サービス分と医療系サービス
 - ・ 1月の介護予防訪問介護の初回加算分
- 【医療系サービスと同時期に計画に位置づけられていない介護予防訪問介護サービス分は、医療費控除の対象とならない。】